

都市再生整備計画に基づく事業の概要

(1) 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

(2) 概要

都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付します。

[1] 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標（注1）と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

[2] 交付金の交付

交付金を年度ごとに交付。

[3] 事後評価

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価（注2）を実施し、その結果を公表。

（注1）まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定

例）目標：駅周辺の賑わいを再生する

指標：来街者数、居住者数（可能な限り数値化を図る）等

（注2）数値化された指標の達成状況を評価

(3) 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

(4) 交付期間

概ね3～5年

(5) 国費率

都市再生整備計画事業 : 概ね4割（※）

（※）歴史的風致維持向上計画関連等、国の重要施策に適合するものについては45%に引き上げ

まちなかウォークラブル推進事業 : 1/2

都市構造再編集中支援事業 : 1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）

45%（居住誘導区域内等）

制度の変遷

令和5年4月1日現在、都市再生整備計画に係る支援措置は、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金事業である「都市再生整備計画事業」、「まちなかウォークラブル推進事業」、立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度である「都市構造再編集中支援事業」があります。

■都市再生整備計画事業

平成16年度に「まちづくり交付金」制度として創設。平成22年度からは、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置付け。

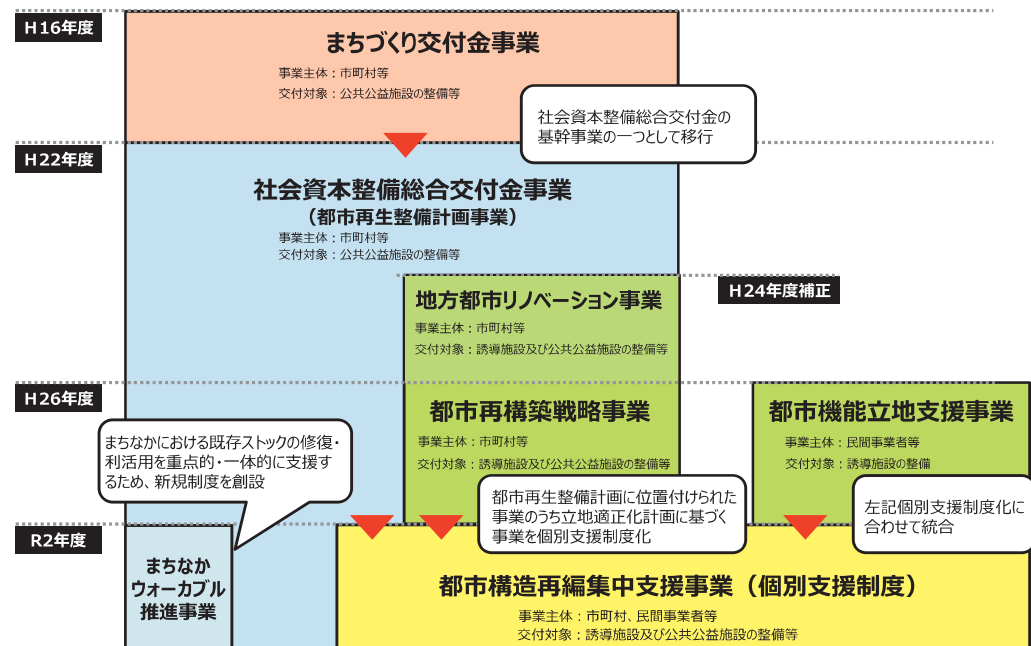
令和5年度からは防災・安全交付金の基幹事業にも位置付けられています。

■まちなかウォークラブル推進事業

都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業として、令和2年度に創設。

■都市構造再編集中支援事業

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち、立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度として、令和2年度に創設。



都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、誘導施設相当施設等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
 - (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅^{※1}から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場^{※1}から半径500mの範囲内の区域
 - (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）^{※2}かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。拠点となる施設の設定方針を都市再生整備計画に記載）
 - (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2 直前の国勢調査に基づく（今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む）

－ただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表してなくても、(1)の区域において実施可能
－立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が4.0人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が2.0%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

- 地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
 - (1) 歴史的風致維持向上計画
 - (2) 観光圏整備実施計画
 - (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

- 地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村[※]の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 - (1) 基幹市町村[※]と連携市町村[※]が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 - (2) 基幹市町村[※]と連携市町村[※]が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。特に、激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応するため、防災拠点の形成を支援。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※施行地区要件②では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：防災拠点の形成によるコンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、以下の全てを満たす区域
 - ・事前復興まちづくり計画等に位置付けられた防災拠点として位置付けられた区域※1
 - ・都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した区域
 - ・以下のいずれかの区域
 - （1）市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※2から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※2から半径500mの範囲内の区域
 - （2）市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※2 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

ーただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、（1）の区域において実施可能ー立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：都市計画区域外における防災拠点の形成】

- 地方公共団体において、以下の全てを満たす区域
 - ・事前復興まちづくり計画等に位置付けられた防災拠点として位置付けられた区域※1
 - ・都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した区域
 - ・都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域

※1 令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等への防災拠点の位置付けが確実と見込まれる場合、実施可能。

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ※交付金：社会資本整備総合交付金 補助金：都市再生推進事業費補助
【交付金※】 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2
【補助金※】 都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

施行地区 ※滞在快適性等向上区域外において、滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（プリンジ駐車場、外周道路等の整備）を行う地区
 ① 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、
 ② 都市再生特別措置法に基づく**滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区※を含む）

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
 (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
 (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。拠点となる施設の設定方針を都市再生整備計画に記載）
 (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
 ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
 ※2 直前の国勢調査に基づく（直近の国勢調査の結果に基づき今後DIDとなる見込みの区域を含む）
 一立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画による持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】
 ○地方公共団体において、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】
 ○立地適正化計画等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点（都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 ○基幹市町村※と連携市町村※が共同で作成する広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた連携市町村の地域生活拠点（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

対象事業
【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル活用、子ども・子育て支援等の国が定める「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（提案に基づくソフト事業・ハード事業）



- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
 - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（プリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報発信システムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

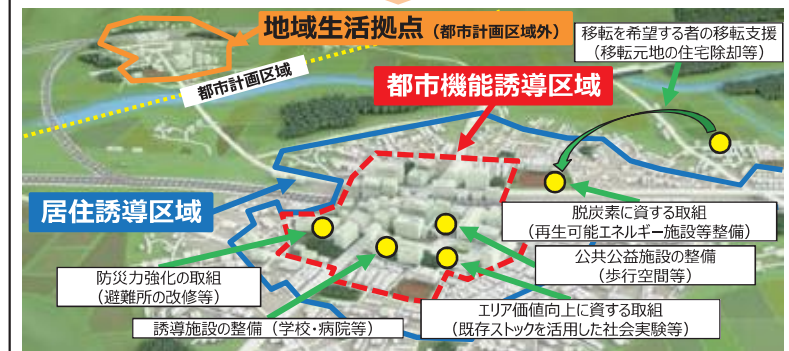
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域を有する市町村の居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



交付対象事業一覧(都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカーブル推進事業)

対象事業	対象施設	都市構造	都市再生	ウォーカーブル
1. 事業活用調査		○	○	○
2. まちづくり活動推進事業	提案事業	○	○	○
3. 地域創造支援事業		○	○	○
4. 道路		○	○	○
5. 公園		○	○	○
6. 古都保存・緑地保全等事業		○	○	
7. 河川		○	○	
8. 下水道		○	○	
9. 駐車場有効利用システム		○	○	○
10. 地域生活基盤施設	1 緑地	○	○	○
	2 広場	○	○	○
	3 駐車場(共同駐車場を含む。)	○	○	○
	4 自転車駐車場	○	○	○
	5 荷物共同集配施設	○	○	○
	6 公開空地(屋内空間を含む。)	○	○	○
	7 情報板	○	○	○
	8 地域防災施設	○	○	○
	9 人工地盤等	○	○	○
	10 分散型エネルギーシステム	○		
	11 再生可能エネルギー施設等	○	○	○
11. 高質空間形成施設	1 緑化施設等	○	○	○
	2 電線類地下埋設施設	○	○	○
	3 電柱電線類移設	○	○	○
	4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)	○	○	○
	5 歩行支援施設・障害者誘導施設等	○	○	○
	6 情報化基盤施設	○	○	○
12. 高次都市施設	1 地域交流センター	○	○	
	2 観光交流センター	○	○	
	3 まちおこしセンター		○	
	4 テレワーク拠点施設	○		
	5 ワークション拠点施設		○	
	6 子育て世代活動支援センター	○	○	
	7 複合交通センター	○	○	

対象事業	対象施設	都市構造	都市再生	ウォーカーブル
13. 誘導施設 14. 基幹的誘導施設	1 医療施設	○		
	2 社会福祉施設	○		
	3 教育文化施設	○		
	4 子育て支援施設	○		
15. 既存建造物活用事業	1 地域生活基盤施設	○	○	○
	2 高質空間形成施設	○	○	○
	3 高次都市施設	○	○	○
	4 誘導施設	○		
	5 誘導施設相当施設 ※社会資本整備総合交付金のみ ※地域生活拠点内で支援対象			○
16. 土地区画整理事業		○	○	○
17. 市街地再開発事業		○	○	○
18. 住宅街区整備事業		○	○	
19. バリアフリー環境整備促進事業		○	○	○
20. 優良建築物等整備事業		○	○	
21. 住宅市街地総合整備事業		○	○	
22. 街なみ環境整備事業		○	○	○
23. 住宅地区改良事業等		○	○	
24. 都心共同住宅供給事業		○	○	
25. 公営住宅等整備		○	○	
26. 都市再生住宅等整備		○	○	
27. 防災街区整備事業		○	○	
28. 滞在環境整備事業				○
29. 復興促進事業		○		
30. エリア価値向上整備事業		○	○	○
31. 居住誘導促進事業		○		
32. 誘導施設相当施設	※社会資本整備総合交付金のみ ※地域生活拠点内で支援対象		○	
33. 計画策定支援事業				○

■ 橙文字…地域生活拠点、都市計画区域外では支援対象外の基幹事業